

幼児保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

利用施設	保育の必要性なし	保育の必要性あり	
	【1号】満3～5歳	【2号】3～5歳	【3号】0～2歳
認可保育所・地域型保育事業所		無償	無償(非課税世帯のみ)
認定こども園	【保育部分】満3歳～無償 【預かり保育料】対象外	【2号認定】無償 【新2号認定】 【保育部分】無償 【預かり保育料】 月額上限 11,300円 (日額450円)	無償(非課税世帯のみ)
幼稚園(新制度移行園)	【保育部分】満3歳～無償 【預かり保育料】対象外	【保育部分】無償 【預かり保育料】 月額上限 11,300円 (日額450円)	満3歳～(非課税世帯のみ) 【保育部分】無償 【預かり保育料】 月額上限 16,300円 (日額450円)
幼稚園 (新制度未移行幼稚園)	満3歳～ 【保育部分】 月額上限 25,700円 【預かり保育料】対象外	【保育部分】 月額上限 25,700円 【預かり保育料】 月額上限 11,300円 (日額450円)	満3歳～(非課税世帯のみ) 【保育部分】 月額上限 25,700円 【預かり保育料】 月額上限 16,300円 (日額450円)
企業主導型保育事業施設		所利用者負担額分相当まで無償	所利用者負担額分相当まで無償 (非課税世帯のみ)
認可外保育施設 一時預かり事業(一般型) 病児保育事業 ファミリーサポート・センター事業等		無償 月額上限 37,000円	無償(非課税世帯のみ) 月額上限 42,000円

※食材料費、行事費等は無償化の対象外 ※町内に1号の3歳枠はありません。

食材料費(給食費)、行事費、日用品・文房具費、通園送迎費等は無償化の対象外です。ただし、食材料費のうち副食費(おかず・おやつ代)については、下記の条件の世帯を対象として免除・補助を行います。

利用施設	1号認定	2号認定
認可保育所、 認定こども園、 幼稚園(新制度に移行した園)	<ul style="list-style-type: none"> ・年収360万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)のすべてのお子さん ・年少から小学校3年生までの範囲内にきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん 	<ul style="list-style-type: none"> ・年収360万円未満相当世帯(市町村民税所得割が57,700円(ひとり親等世帯の場合77,100円)未満の世帯)のすべてのお子さん ・18歳未満のきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん
幼稚園 (新制度に移行していない園) (月額上限4,700円まで補助)	<ul style="list-style-type: none"> ・年収360万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)のすべてのお子さん ・年少から小学校3年生までの範囲内にきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん 	